

住友生命の終身保険「ふるはーとW」

しんきんらいふ 終身S

5年ごと利差配当付逓増終身保険(一時払い)



「万一の場合、大切な家族の生活を守りたい。」
しんきんらいふ終身Sは、そんなあなたの想いを応援します。

契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提とし本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

一時払終身保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

H24年4月版

[引受保険会社]

住友生命

- 1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
- 2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

必ずご確認ください

●住友生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)は、生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助により、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐこと等により、保険契約者の保護を図ることにしています。なお、いずれの場合でも「保護機構」によって、破綻時点の保険契約(再保険を除く)の責任準備金等(*)の90%まで補償されます。なお、「90%まで補償」とありますが、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金等(*)の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金等(*)の90%と移転費用の合計を上回る場合には、削減額が責任準備金等(*)の10%未満となることもあります(平成24年4月現在)。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。

(*)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます(住友生命では責任準備金を保険料積立金と呼称しています)。

●その他

- ・被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算されます。
- ・死亡保険金などのお支払いについて、死亡保険金受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。
- ・募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。まずは下記までご連絡ください。

電話 住友生命のお問合せ窓口 **0120-506154**

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・年末年始を除く)

詳細はP14をご覧ください。

郵送 スミセイ安心だより

年に1回(10月頃)、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内、住友生命の事業報告等についてお知らせします。

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。本サービスはご契約後も下記のインターネット経由で住友生命のホームページからお申し込みいただけます。

- ・満18歳未満のご契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
- ・満20歳未満のご契約者はインターネットによるお申込みはご利用いただけませんので、書面でのお申込みとなります。

ホームページ 住友生命 検索 <http://www.sumitomolife.co.jp>

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店宛にご確認ください。

⚠ ご検討にあたっては、「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索

個C-11-16(H24.3)
370102-2404

お客さまの様々な「想い」を形に

…住友生命のふるは〜と

5年ごと利差配当付増終身保険(一時払い)



「ふるは〜とW」は
ご家族のために「ふやしてのこせる」^(※1)、
ご自身のために「ふやしてつかえる」^(※2)の
2つの機能をバランスよくそなえた商品です。



一生涯続く
死亡保障で、
大切なご家族に
安心を
「ふやしてのこせる」

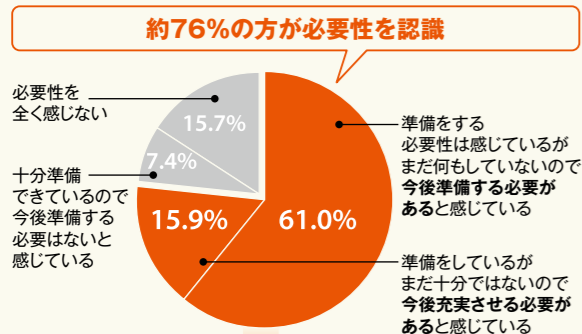


一時金として、
年金として
ご自身で
「ふやしてつかえる」

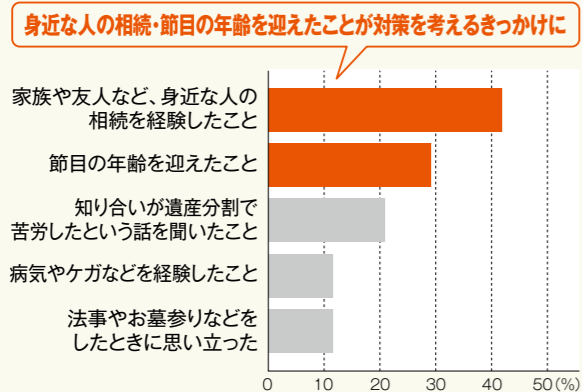
ご家族のために

多くの方が様々なきっかけで「相続」対策の必要性を感じています。

■相続対策の必要性^(※3)

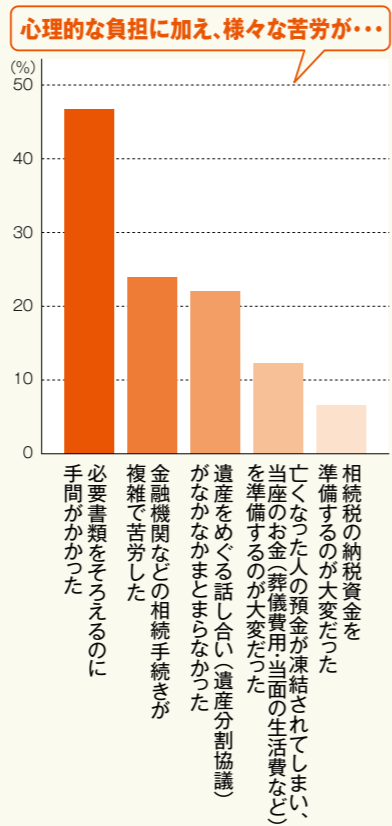


■相続対策を考えたきっかけ^(※3)



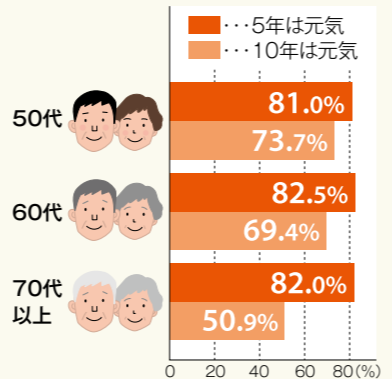
「相続」は悲しみだけでは
ありません。

■相続手続きで大変だったこと^(※3)



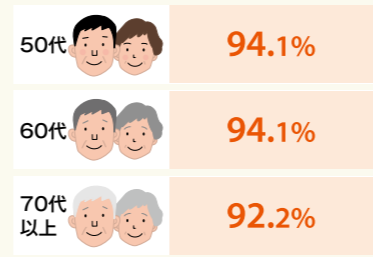
「相続」はいつおきるかわかりません。

■自分が元気でいられると思う期間^(※3)



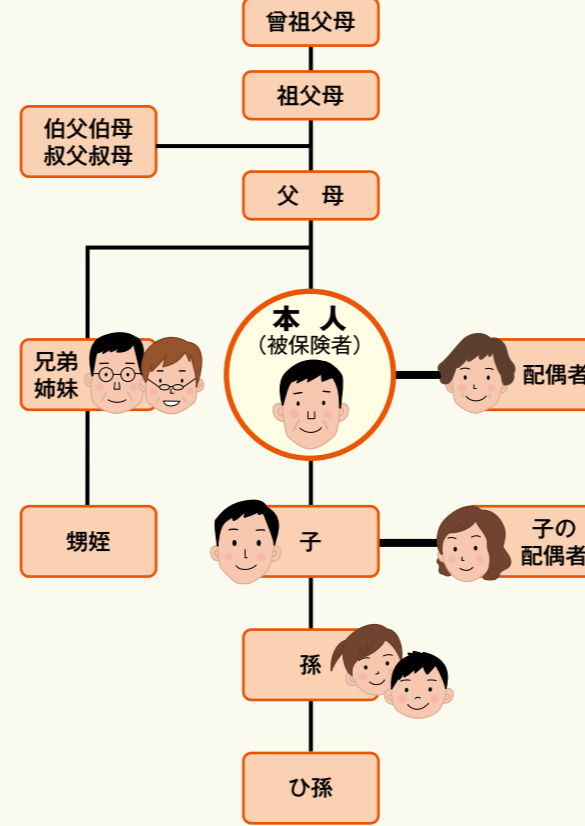
元気でいられると思う一方で

■交通事故などによる突発的な死亡は起こりうると回答した割合^(※3)



どなたにのこしてあげたいですか?

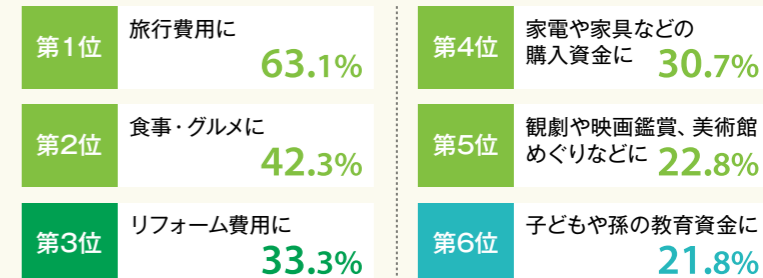
■家系図



ご自身のために

将来の楽しみは様々。
計画的な準備が必要です。

■将来のお金の使いみち^(※3)



<ご参考>

<p>旅行に・趣味に豊かなセカンドライフを送るためのそなえ</p> <p>毎月の不足額 約15万円/月 (約36.6万円^(※4)/月 -約20.8万円^(※5)/月)</p>	<p>住宅リフォーム費用に</p> <p>平均総費用 453.3万円^(※6) (フルリフォームの場合)</p>	<p>お子さま・お孫さまの教育資金</p> <p>平均総費用 約570万円^(※7) (高校・公立~大学・私立文系)</p>
--	--	--

(※1) ご契約初年度の死亡保険金額は一時払保険料相当額となります。
 (※2) ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。
 (※3) 住友生命「相続対策および一時払終身保険に対する顧客意識調査(インターネットアンケート)」(平成22年)
 (※4) 公益財団法人生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」から「ゆとりある老後生活費」についての調査結果(老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える費用)

(※5) 厚生労働省「平成22年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、
 夫が会社員で妻が専業主婦であった場合の平均的な老齢年金支給額 厚生年金約15.3万円、国民年金約5.5万円。
 (※6) 不動産情報ポータルサイトHOME'S調査(平成19年4月)
 (※7) 株式会社日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(国の教育ローン利用勤務者世帯)」(平成23年度)
 文部科学省「平成21年度 私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」
 文部科学省「平成20年度 子どもの学習費調査」から推計

しくみと特徴

ご家族のために「ふやしてのこせる」、ご自身のために「ふやしてつかえる」の2つの機能をバランスよくそなえた商品です。

ふるは〜と
5年ごと利差配当付増額終身保険(一時払い) ダブル

ご契約時

ポイント1 「のこせる」「つかえる」金額がご契約時に確定します。

「のこせる」死亡保険金・災害死亡保険金
「つかえる」解約返戻金はご契約時に定まります。

ポイント2 大切な方にのこせます。

「のこせる」死亡保険金・災害死亡保険金の受取人は、被保険者からみた続柄が「配偶者、子の配偶者または三親等以内の血族」の範囲内で指定いただけます。

ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあり、予定利率が変動した場合は死亡保険金額、解約返戻金額等も変動します(契約締結後は契約時に約定した死亡保険金額、解約返戻金額等から変動しません)。また、金利情勢によっては新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

→ 第1保険期間

■ 契約年齢 15歳~49歳: 契約当初 10年間
■ 契約年齢 50歳~85歳: 契約当初 5年間

ポイント3 「のこせる」金額は第1保険期間中、毎年増加します。

「のこせる」死亡保険金は契約日から1年経過以降、所定の割合(右表の通増率、単利)で毎年通増し、一時払保険料を上回る保障を準備できます。

契約年齢	通増率
15歳~60歳	2.0%
61歳~70歳	1.5%
71歳~75歳	1.0%
76歳~85歳	0.5%

詳細はP8「3.保障内容は以下のとおりです。」をご覧ください。

ポイント4 突発的な事故などにそなえられます。

「のこせる」災害死亡保険金は、交通事故でお亡くなりになった場合などにお支払いするご契約当初から基本保険金額と同額の保障があります。

ご契約初年度の死亡保険金額は一時払保険料相当額となります。

→ 第2保険期間

■ 契約年齢 15歳~49歳: 11年目以降終身
■ 契約年齢 50歳~85歳: 6年目以降終身

ポイント5 第2保険期間開始時にも、さらに「のこせる」金額は増加します。

「のこせる」死亡保険金は、第2保険期間開始時に増加し、以後、一時払保険料を上回る保障が一生続きます。

ポイント6 「つかえる」金額は増加します。

「つかえる」解約返戻金は一定期間経過後に一時払保険料相当額に到達し、期間の経過とともに通増します。契約日から5年経過以降、将来の終身保障にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただくこともできます(第1保険期間が10年のご契約については第1保険期間中、契約日から5年経過以降の年金受取への移行も可能です)。

詳細はP9「年金支払移行特約」をご覧ください。

第2保険期間開始時における死亡保険金の増加額は、第1保険期間中における死亡保険金の毎年の増加額と異なります(契約年齢・性別・予定利率等によっては、第1保険期間中における毎年の増加額を下回ることがあります)。ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。第2保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。

簡単な告知で幅広い世代の方にお申し込みいただけます。

- ◎ 2つの健康状態の告知項目(*1)にあてはまらなければお申し込みいただけます。
- ◎ 15歳~85歳まで幅広い世代の方にお申し込みいただけます。

(*1) 健康状態の告知項目

- 過去5年以内に、**がん**(※)または**肝硬変**で「**医師の診察・投薬・治療**」のいずれかを受けたことがある。
(※)「肉腫」「白血病」「悪性リンパ腫」「開頭・開胸・開腹術や放射線療法によるしゅよう・ポリープ」を含む。
- 現在までに、公的介護保険の**要介護認定(要支援を含む)**を受けたことがある。

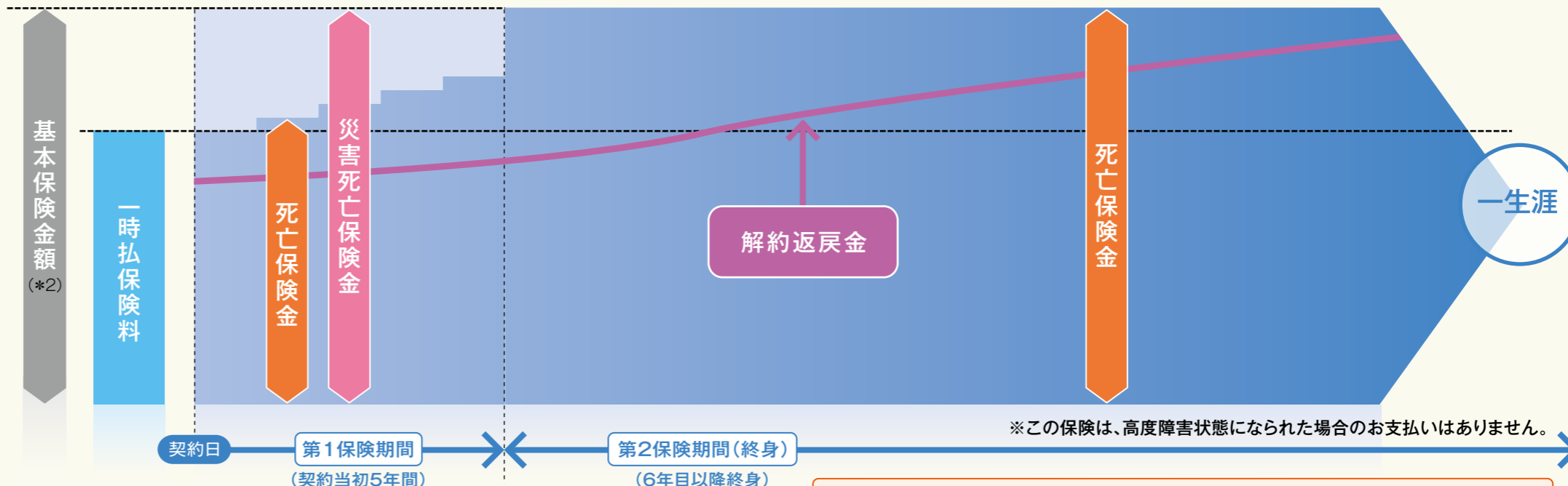
※ご職業などについても告知いただきますので、上記の2項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

告知項目について、ご不明な点がある場合は、お客さまご自身で以下のフリーダイヤルあてご照会ください。

0120-767225

[受付時間/午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)]

〈しくみ(イメージ)図〉
(契約年齢50歳以上の場合)



(*2) 基本保険金額とは、この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額のことをいいます。また、第2保険期間中の死亡保険金額・第1保険期間中の災害死亡保険金額も同額となります。

る保険金額のことをいいます。死亡保険金額も同額となります。

ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。死亡保険金額、解約返戻金額等の詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

※この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

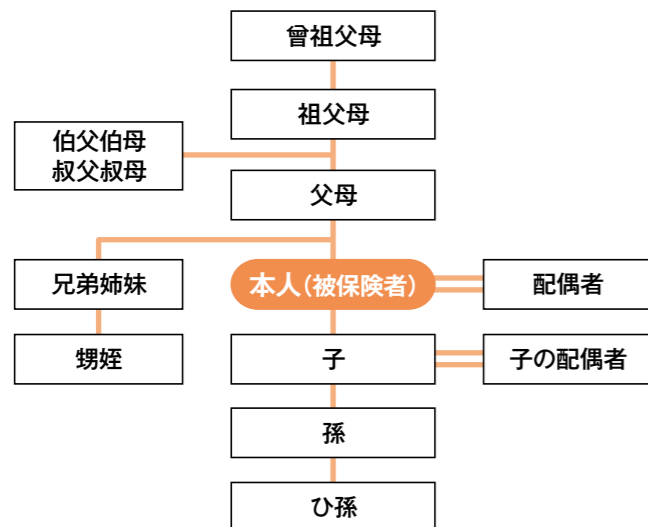
生命保険を活用した相続対策

① のこしたい人にのこせます。

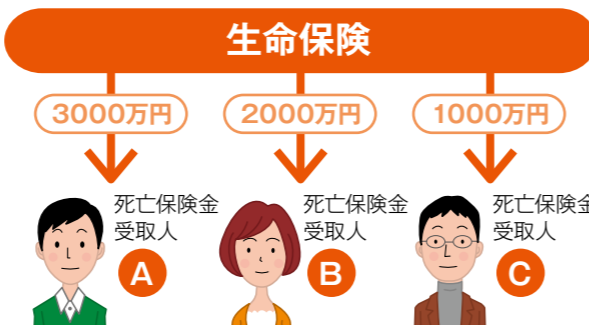
たとえばお孫さまや甥御さまを受取人としてたいケースにおいても、あらかじめ指定した受取人にのこしたい金額をきちんと指定してのこせます。

■本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲

「配偶者、子の配偶者または三親等以内の血族」の範囲



生命保険で遺産をのこした場合



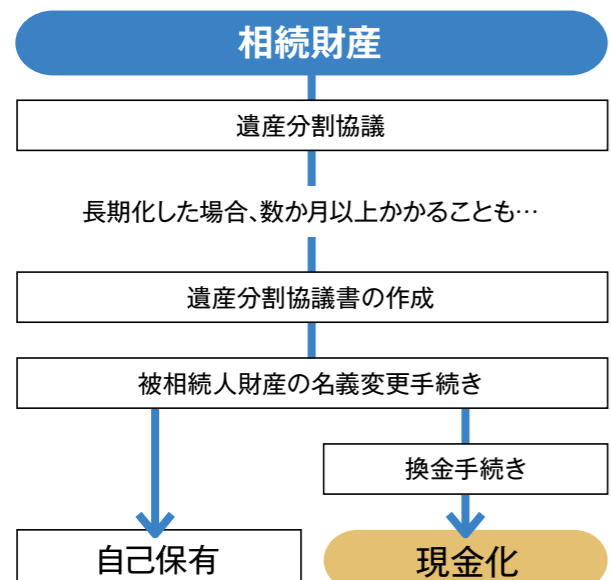
生命保険は原則遺産分割協議の対象外^(※1)ですので、あらかじめ指定した受取人に、指定した金額をのこせます。

お申込み時に「配偶者、子の配偶者または三親等以内の血族」の広い範囲の中から受取人を指定できます。^(※2)

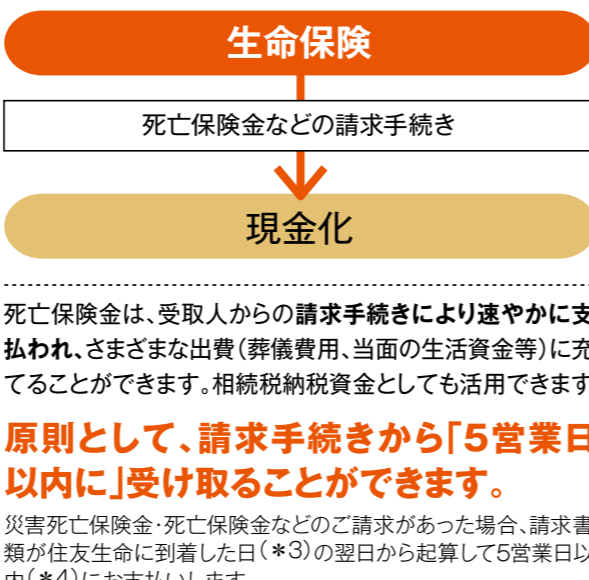
② スムーズに現金化できます。

長期化することもある遺産分割協議。一方で、葬儀代などの急な出費もかさみます。生命保険なら、原則遺産分割協議の対象外^(※1)ですので速やかに現金化できます。

遺産分割協議で遺産をのこした場合



生命保険で遺産をのこした場合



(※1) 生命保険金は、受取人固有の財産とされていますが、相続人間で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産とみなされない可能性があります。
 (※2) 死亡保険金受取人変更時は住友生命の職員等が変更内容等を確認させていただくことがあります。
 (※3) 請求書類が住友生命に到着した日とは、完備された請求書類が住友生命に到着した日をいいます。
 (※4) ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。

税務のお取扱い

! 記載の内容は平成24年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、申告の際に税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家にご相談・ご確認ください。

ご契約時のお取扱い

A ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

(災害) 死亡保険金を受け取る場合のお取扱い^(※1)

B (災害) 死亡保険金の一時金受取を選択した場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得 ^(※2)) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

終身保障の全部または一部にかえて一時金・年金受取を選択した場合のお取扱い

C 一時金化(解約または減額)した場合の課税

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得^(※2)) + 住民税が課税されます。

D 年金受取に移行した場合の課税

受け取る年金に対して課税されます。「**E** 年金受取時の課税」をご覧ください。

契約者以外の方を年金受取人とした場合には、年金受給権(年金として受け取る権利)の評価額が年金支払開始時に贈与税の対象となります。

年金受取期間中のお取扱い

E 年金受取時の課税^(※3)

年金種類	年金受取時の課税の種類	年金の一時金受取時の課税の種類
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税

F 年金受取人死亡時の課税

年金受給権(年金として受け取る権利)が相続税や贈与税の対象となります。

(※1) (災害) 死亡保険金の年金受取を選択した場合の課税は、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係や、年金支払特約1型の付加時期によって異なります。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。

(※2) 一時所得の課税対象額 = { (収入〔解約返戻金額または(災害) 死亡保険金額〕 - 必要経費〔一時払保険料〕) - 特別控除 } × 1/2
 特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

(※3) 契約者と年金受取人が異なる場合、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税が課されることとなります。詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- 「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

➔ 1 | 引受保険会社は住友生命です。

- 引受保険会社 | 住友生命保険相互会社
- 住所 | 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
- 電話 | ご契約後のお手続きは住友生命が行います。まずは下記までご連絡ください。
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506154 ※詳細はP14をご覧ください。
- ホームページ | <http://www.sumitomolife.co.jp>

➔ 2 | 商品の特徴は以下のとおりです。



- 「ふるは〜とW」は、住友生命の「5年ごと利差配当付増終身保険(一時払い)」の愛称です。
 - 「ふるは〜とW」は、一生涯の死亡保障を確保できる**生命保険**です。
 - 第1保険期間(契約当初5年間または10年間・契約年齢^(*)により異なります)中、死亡保険金額が、ご契約時の年齢に応じた所定の割合で毎年増殖します。
(*)契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 - 第2保険期間開始時に死亡保険金額が増加します。第2保険期間開始時における死亡保険金の増加額は、第1保険期間中における死亡保険金の毎年の増加額と異なります(契約年齢・性別・予定利率等によっては、第1保険期間中における毎年の増加額を下回る場合があります)。**
 - 解約返戻金額は、ご契約時に確定しています。解約返戻金額は、ご契約後一定期間は一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。**
- (注) **ご契約時に適用される予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。**したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、**ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあり、予定利率が変動した場合は死亡保険金額、解約返戻金額等も変動します**(契約締結後は契約時に約定した死亡保険金額、解約返戻金額等から変動しません)。**また、金利情勢によっては新規ご契約のお取扱いができないこともあります。**

■本商品のしくみについては、P3~4をご覧ください。

➔ 3 | 保障内容は以下のとおりです。

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	受取人	
第1保険期間中	災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症(*2)を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額(*3)と同額	死亡保険金受取人
	死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたときただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	下記の算式に基づき計算される金額(*4)	
第2保険期間中	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額(*3)と同額	

- (*2) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。
 - (*3) この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額のことをいいます。また、第2保険期間中の死亡保険金額・第1保険期間中の災害死亡保険金額も同額となります。
 - (*4) 第1保険期間中の死亡保険金額は、次の算式により計算されます。
「一時払保険料相当額×(1+逓増率(①)×経過期間(②))」
(経過期間が1年未満の場合は一時払保険料相当額となります)
①逓増率は、契約年齢に応じて、右表に定める率とします。
②経過期間は、契約日から被保険者が死亡した日までの期間を年単位で計算し、1年未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- | 契約年齢 | 逓増率 |
|---------|------|
| 15歳~60歳 | 2.0% |
| 61歳~70歳 | 1.5% |
| 71歳~75歳 | 1.0% |
| 76歳~85歳 | 0.5% |

- この保険は、**高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。**
- 第2保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。**
- 死亡保険金などのお支払いについて、告知義務違反としてご契約が解除となった場合、死亡保険金受取人の故意による場合および責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合等、お支払いできないことがあります**(その他、死亡保険金などをお支払いできない場合については、「P11 注意喚起情報5」および「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください)。
- 死亡保険金額等の詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。**

➔ 4 | ご契約の諸基準は以下のとおりです。

■お客さまのご契約の保険料や保険金額等のご契約内容については、お申込みの際の申込書にてご確認ください。

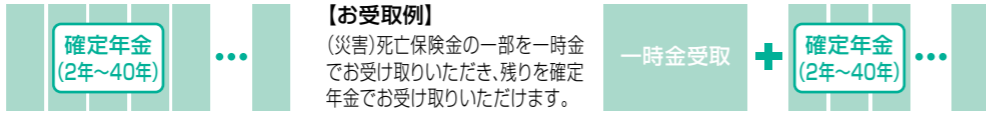
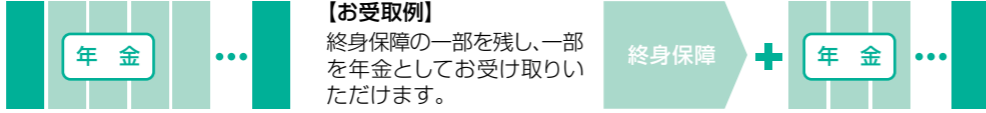
契約年齢と第1保険期間	契約年齢	15歳~49歳	50歳~85歳	契約年齢により、第1保険期間が異なります。	
	第1保険期間	10年	5年		
最低一時払保険料	300万円				
契約年齢と最高一時払保険料(*5)	契約年齢	15歳~49歳	50歳~60歳	61歳~70歳	71歳~85歳
	最高一時払保険料(*5)	6000万円	1億5000万円	2億円	3億円
保険料払込方法	一時払いのみ				
契約者貸付	お取扱いはありません				

(*5) 同一被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

- 次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**
[一時払保険料/保険金額/第1保険期間/被保険者の性別・生年月日/逓増率]

→ 5 | 特約等のお取扱いは以下のとおりです。

■住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

年金支払特約I型	<p>この特約を付加することにより、(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金受取にかえて、年金としてお受け取りいただけます。</p> <p>【年金種類】 確定年金でお受け取りいただけます。</p>  <p>【お受取例】 (災害)死亡保険金の一部を一時金でお受け取りいただき、残りを確定年金でお受け取りいただけます。</p> <p>●年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金基金の設定時における計算基礎率(予定利率等)により計算されます。年金基金は保険金のお支払理由が発生した時に設定し、保険金の全部または一部を充当します。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、お取扱いはできません。</p>
年金種類	確定年金(2年~40年)
年金支払移行特約	<p>この特約を付加することにより、将来の終身保障の全部または一部にかえて解約返戻金(*)等を原資として年金でお受け取りいただけます。この特約は契約日から5年以上経過している年単位の契約応当日に付加することができます。</p> <p>【年金種類】 確定年金・保証期間付終身年金からお選びいただけます。</p>  <p>【お受取例】 終身保障の一部を残し、一部を年金としてお受け取りいただけます。</p> <p>●年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始時の解約返戻金額等、被保険者の年齢および計算基礎率(予定利率等)により計算されます。なお、年金額20万円未満となる場合(今後変更することがあります)、または被保険者の年齢が住友生命所定の範囲をこえる場合、お取扱いはできません。 (*)解約返戻金額はご契約から一定期間は一時払保険料を下回るため、ご契約当初一定期間内に年金受取に移行された場合は年金受取総額が一時払保険料を下回ることがあります。</p>
年金種類	確定年金(5年・10年・15年・80歳満了)、10年・15年保証期間付終身年金(定額型・逡増型)
一部一時金化(減額)	<p>死亡の場合の保障を一部一時金化(減額)することができます。</p> <p>●一部一時金化(減額)を行った場合は、一部一時金化(減額)部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金をお支払いします。</p> <p>●ご契約から一定期間は、受取額が減額部分に対する保険料相当額を下回ることがあります。</p> <p>●一部一時金化(減額)後の基本保険金額が住友生命の定める金額に満たない場合はお取り扱いできません。</p>

→ 6 | 配当金は以下のとおりです。

■配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(資産の運用実績によってはお支払いできない場合もあります)。これを住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は経済情勢等により変動します。

→ 7 | 解約返戻金は以下のとおりです。

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が定まります。
- ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。
- 解約返戻金額等の詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

→ 8 | 保険料の計算基準日は以下のとおりです。

- 計算基準日は契約日(責任開始日)となります。ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、一時払保険料相当額のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます(責任開始期の属する日を責任開始日といいます)。
- 契約年齢は契約日(責任開始日)時点の被保険者の満年齢で判定し、保険料は契約年齢をもとに計算します。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 特に保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提とし本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性のあることが記載されていますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払理由、制限事項の詳細およびご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

→ 1 | 申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます(クーリング・オフ制度の適用対象商品です)。

- 申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)を行うことができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により住友生命本社(〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室)あて送付してください。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還します。
- 申込者等が法人(会社等)の場合または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

→ 2 | 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください(告知義務)。

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業など住友生命が告知書などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がありません。したがって、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする理由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる時にも詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。

→ 3 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求などの場合に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

→ 4 お申し込みいただいたご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。責任開始日が契約日となります。

- 契約日は契約年齢や保険期間の基準となる日をいいます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

→ 5 死亡保険金などのお支払理由が発生しても、死亡保険金などをお支払いできない場合があります。

<死亡保険金などをお支払いできない場合の例>

- 責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因として、責任開始期以後に死亡された場合
※災害死亡保険金のお支払いはできません。死亡保険金のお支払いはいたします。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
- 死亡保険金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取り消された場合や、死亡保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 死亡保険金などの免責事由に該当した場合(例: 責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、死亡保険金受取人の故意によるときなど)

<その他お支払いに関するご留意点>

- 第1保険期間中に不慮の事故等により死亡された場合は災害死亡保険金(基本保険金額と同額)をお支払いします。
- **この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。**

→ 6 ご契約を途中で解約された場合、ご契約後一定期間は、解約返戻金額が一時払保険料を下回ります。

- お払い込みいただいた保険料は、預金とは異なり、一部は死亡保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に必要な経費に充てられますので、ご契約を途中で解約された場合、**一定期間は、解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。**

→ 7 生命保険会社が経営破綻した場合などには、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額などが**削減されることがあります。**
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額、年金額などが**削減されることがあります。**

→ 8 相互会社の社員の権利には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、住友生命は「相互会社」です(相互会社は保険業法により保険会社などに認められた組織形態です)。
- 相互会社には株式会社と異なり、株主が存在せず、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。この保険のご契約者は住友生命の「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあり、社員の義務としては約款の定めに基づく保険料の払込義務があります。

→ 9 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**その場合、現在のご契約を解約・減額されると保障が失われる点についてご留意ください。
- 一般の契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たにご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たにご契約が**解除または取り消されることもあります。**
※ご契約が解除または取り消される場合については、前述の「P10 注意喚起情報2」をご覧ください。
- 現在のご契約と新たにご契約の保険料計算利率(予定利率)等は異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下等により、保険料が高くなる場合があります。

→10 本商品は預金ではありません。

- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。

→11 お客さまからのご請求に応じて死亡保険金などをお支払いしますので、お支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じたときなどについても、すみやかに住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

- ご請求手続きに際して、他に加入されている住友生命のご契約についても、お支払いの対象となる可能性がありますので、ご不明な点が生じたときなどには、住友生命のお問合せ窓口(0120-506154)にお問い合わせください(お問合せの際には、被保険者の傷病名・障害状態等をご確認のうえ、ご連絡ください)。
- ※お支払理由、ご請求手続き等の詳細については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ※また、住友生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

→12 死亡保険金などの円滑なご請求のため、ご契約者から死亡保険金受取人の方へ、事前に契約内容等についてご説明ください。

- 保険金などを円滑かつ有効にご利用いただくために、本契約の契約内容については、ご契約者から死亡保険金受取人の方に、事前にご説明いただきますようお願いいたします。

生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、
住友生命のお問合せ窓口および
社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。まずは下記までご連絡ください。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506154**

〈受付時間〉月～金曜日…午前9時～午後6時/土曜日(*)…午前9時～午後5時(日曜・祝日・年末年始を除く)
(*)お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。

〈主なサービス内容〉 契約内容に関するご照会、苦情・相談受付、各種手続き方法に関するご案内(保険金等の支払手続きに関するご照会等を含む)等
証券番号をあらかじめ確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約に関するご相談や苦情に関して社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引き」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<http://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口(0120-506154)にお問い合わせください。